

4. 計画の概要

○基本理念

今回の社会福祉法改正の目的である「我が事・丸ごとの地域共生社会の実現」とは、誰もが役割を持ち、支え合いながら安心して暮らし続けることができる社会の実現であり、これまでの地域福祉の目指す方向性を継続し、更なる推進を目指していくことから、現計画の基本理念を継承し、『**ともに支え合い、安心して暮らせる福祉のまちづくり**』としました。

○基本目標及び施策の展開

基本目標1：ともに支え合う人・地域づくり

地域の方たちや地域の団体が、ともに支え合うために行う活動と、その活動に対する支援など地域が主役となるまちづくりの目標です。

地域福祉の担い手となる個人や団体に対する支援、居場所づくりなどの施策を展開します。

基本目標2：安心して暮らせるまちづくり

宮崎市と宮崎市社会福祉協議会が担うべき部分の個別計画や施策に基づく事業・活動により全市的に取り組む目標です。

「障がい者計画」などの福祉分野の個別計画や「地域防災計画」といった関連する計画に基づく施策を展開します。

基本目標3：福祉の困り事を解決するしくみづくり

社会福祉法改正の目的である「我が事・丸ごとの地域共生社会」の実現に向け、新たに取り組むべき目標です。

包括的な支援体制の構築や、生活支援の体制づくり、地域のまちづくり活動の財源を確保するための施策を展開します。

その他の記載事項

今回の計画については、地域のまちづくりと密接に関係することから、宮崎市地方創生総合戦略の取組の中で整理された宮崎市における地域のまちづくりの基本的な考え方などについても記載しています。

5. 計画の進行管理

○この計画の実効性を高めるために、それぞれの取組の方針に成果指標を設定し、その成果指標に
関係する事業の評価と、成果指標の結果について分析を行います。

○この計画の評価と分析の結果については、宮崎市社会福祉審議会に対して報告を行うとともに意見
を求めることで、事業の見直しと必要に応じた計画の見直しに活用します。

問い合わせ先

宮崎市福祉部福祉総務課

電話：0985-21-1754

FAX：0985-20-3215

「第四次宮崎市地域福祉計画」「第六次宮崎市地域福祉活動計画」 【概要版】

1. 計画策定の目的

- 団塊世代が75歳以上となる2025年に向けて、2017年4月に改正社会福祉法が施行されました。改正の内容は、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現を目指して、市が策定する地域福祉計画を福祉分野の最上位計画とすることや、住民が抱える地域生活課題を解決するために包括的な支援体制を整備することが努力義務とされ、地域福祉の更なる推進を目的としています。
- 「我が事・丸ごと」の地域共生社会とは、これまで分野ごとに整備されてきた「縦割り」の仕組みを見直すとともに、地域における全ての関係者が「他人事」ではなく「我が事」として地域の生活課題を受け止め、「くらし」と「しごと」の全般まで含めて「丸ごと」対応していく社会です。
- 今回の法改正の趣旨を踏まえ、宮崎市と宮崎市社会福祉協議会の連携をより一層強化し、本市における地域福祉の更なる推進を実現するため、これまで補完・連携関係にあった宮崎市の地域福祉計画と宮崎市社会福祉協議会の地域福祉活動計画の両計画を一体的に策定し、1つの計画としています。

2. 計画の位置づけ

- この計画は、宮崎市福祉のまちづくり条例の第6条に基づき、社会福祉法第107条に定められた市町村の地域福祉計画として策定しています。
- この計画は、宮崎市総合計画を最上位計画として、本市の福祉分野の「子ども・子育て支援プラン」「障がい者計画」「市民長寿支援プラン」等の各計画の上位計画として位置づけられるほか、「健康みやざき市民プラン」「地域防災計画」などの関連計画とも連携を図りながら、本市の地域福祉を推進することで、全ての市民が幸せを実感できる地域共生社会の実現を目指すものです。

3. 計画の期間

- この計画の期間は、2019年4月から2024年3月までの5年間としています。
- 社会情勢の変化や上位計画である総合計画、その他の関連計画との整合性と連携を図るために、内容については必要に応じて見直すこととしています。
- この計画の期間は2024年3月までとなっていますが、団塊世代が75歳以上となる2025年に向けて、地域共生社会の実現を目指した切れ目ない施策を実施します。
- この計画の成果指標については、各施策による成果の結果を2023年度に策定する次期計画に反映するため、計画期間の最終年度である2023年度ではなく、2022年度に設定しています。

宮崎市地域福祉計画・宮崎市地域福祉活動計画の体系図

基 本 理 念 ともに支え合い、安心して暮らせる福祉のまちづくり	基本目標	施策の展開	
	ともに支え合う 人・地域づくり	基本目標 1	施策の展開 1 福祉教育、意識啓発
			施策の展開 2 人材育成、担い手づくり
			施策の展開 3 地域活動の参加推進
			施策の展開 4 交流の場や居場所づくり
			施策の展開 5 地域福祉を推進する活動への支援
	安心して暮らせる まちづくり	基本目標 2	施策の展開 1『子ども・子育て支援プラン』 子どもや子育て世代にやさしい環境づくり
			施策の展開 2『障がい者計画』『障がい福祉計画（障がい児福祉計画）』 障がい者にやさしい環境づくり
			施策の展開 3『市民長寿支援プラン』 高齢者にやさしい環境づくり（地域包括ケアシステムの推進）
			施策の展開 4『健康みやざき市民プラン』『自殺対策行動計画』 健康に暮らせるまちづくり
			施策の展開 5『地域防災計画』『要配慮者避難支援プラン』 災害時に助け合えるまちづくり
			施策の展開 6『生活困窮者自立支援方策』 生活困窮者を支える環境づくり
			施策の展開 7『男女共同参画基本計画』ほか 権利と暮らしが守られるまちづくり
	福祉の困り事を 解決する しくみづくり	基本目標 3	施策の展開 1 包括的な相談・支援体制の整備
			施策の展開 2 生活支援の体制づくり
施策の展開 3 地域の課題を解決するための財源確保			

取組の方針	
1-1-1 ともに支え合う思いやりの心を育む福祉教育の推進	
1-1-2 地域福祉の意識が向上する機会の創出	
1-2-1 地域福祉を推進する人材の育成と確保	1-2-3 高齢者の力を地域にいかす取組の推進
1-2-2 地域の人材を共有する仕組みづくり	
1-3-1 地域活動に関する情報提供の充実	
1-3-2 住民参加が推進される地域の仕組みづくり	
1-4-1 交流の場としての地域資源の活用	1-4-3 高齢者等が気軽に集まることができる場の創出
1-4-2 世代間交流を推進する機会の充実	
1-5-1 自治会等の地域組織・団体の活動に対する支援	1-5-3 社会福祉法人による地域貢献活動の促進
1-5-2 市民活動団体等の活動に対する支援	
2-1-1 安心して子育てできる幼児教育・保育サービスの提供	2-1-3 子どものための居場所の確保・充実
2-1-2 子育て家庭への生活支援と相談機能の充実	2-1-4 妊娠・出産・子育て期における切れ目ない支援の充実
2-2-1 障がい者やその家族が安全で安心して暮らしていくための環境づくり	2-2-3 障がいのあるなしにかかわらずともに支え合う環境づくり
2-2-2 障がい者やその家族の自立と社会参加の促進	
2-3-1 自立した生活の継続に向けた「介護予防」「自立支援」等の推進	2-3-3 高齢者の生活を支える地域のサービス体制の整備
2-3-2 介護保険制度の安定運営のための適切なサービス提供の推進	2-3-4 高齢者が地域でいきいきと暮らせる生きがいづくりの推進
2-4-1 市民の健康に対する意識向上のための啓発	2-4-3 生活習慣と社会環境の改善による健康づくりの推進
2-4-2 生活習慣病等の発症・重症化の予防の推進	2-4-4 かけがえのない命を支える自殺対策の推進
2-5-1 災害時の支え合いを推進する支援体制づくり	
2-5-2 災害時などに支援が必要な人に対する見守り活動等の充実	
2-6-1 生活困窮者を支援につなげる連携体制の充実	
2-6-2 複合的な課題を抱える生活困窮者への自立支援の推進	
2-7-1 一人一人が尊重される権利擁護の推進	2-7-3 日々の生活に課題を抱える市民に対する支援の充実
2-7-2 虐待などのない社会づくりに向けた取組の推進	2-7-4 福祉サービスに関する情報発信の充実
3-1-1 分野や世代を超えた多世代型相談・支援体制の構築	3-1-3 複合的な課題解決に対応する組織基盤の強化
3-1-2 関係機関の連携による地域課題解決の仕組みづくり	
3-2-1 日常生活を支えるサービスの提供・開発	
3-2-2 地域における生活支援活動の充実	
3-3-1 地域福祉に対する寄附意識の醸成	
3-3-2 地域の課題を解決するための財源確保の支援	